

特別障害者手当等の所得制限

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

受給資格者(重度障害児又は特別障害者)もしくはその配偶者又は受給者本人と生計を維持する扶養義務者(同居する受給資格者の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

特別障害者手当等の所得制限限度額表(単位:円)

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額 (参考:収入額の目安)	所得額 (参考:収入額の目安)
0	3,604,000 (約5,180,000)	6,287,000 (約8,319,000)
1	3,984,000 (約5,656,000)	6,536,000 (約8,586,000)
2	4,364,000 (約6,132,000)	6,749,000 (約8,799,000)
3	4,744,000 (約6,604,000)	6,962,000 (約9,012,000)
4	5,124,000 (約7,027,000)	7,175,000 (約9,225,000)
5	5,504,000 (約7,449,000)	7,388,000 (約9,438,000)

(注)

1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。

(1)本人の場合は、

①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額である。